

人権つうしん

手をつなぎ 心ふれあう 明るい社会

(同和教育つうしん第4号より)

通算55号 平成30年(2018年)8月27日

発行 長野県教育委員会心の支援課

発行人 小松 容

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話 026-235-7450

FAX 026-235-7484

Eメール kokoro@pref.nagano.lg.jp

☆「人権つうしん」は、県教育委員会ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/jinken/syakai/tsushin.html>

特集—同和問題を考える

「部落差別の解消の推進に関する法律」

施行後2年を迎えて

法律の制定にあたり

この法律は「部落差別」という名称を冠した初めての法律です。本号では、「部落差別の解消の推進に関する法律(以下…部落差別解消推進法)」施行後2年を迎えることを踏まえ、同和問題について改めて考えたいと思います。

二〇一六年十二月十六日に公布施行された「部落差別解消推進法」は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と示すとともに、部落差別の解消に関し、基本理念、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査といった具体的施策について定めています。

(法務省ホームページより)

同和問題に関する正しい理解を

同和問題(部落差別)とは、日本の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

部落差別等の同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。(法務省ホームページより)

長野県人権政策審議会は、平成二十一年三月「本審議会としては、これまでの経緯や現況を総合的に分析、検討した結果、本県においては同和問題と外国人問題が特筆する人権課題であると判断するにいたりました」と報告し、本県の個人的な人権課題として記述される時には同和問題と外国人問題を冒頭におくこととしました。

また、平成二十九年年度の社会人権教育実施状況調査において、各市町村では、十三ある個別的な課題の中で同和問題を学習会や研修会で取り上げたところが最も多く、全体の約二割で実施されました。

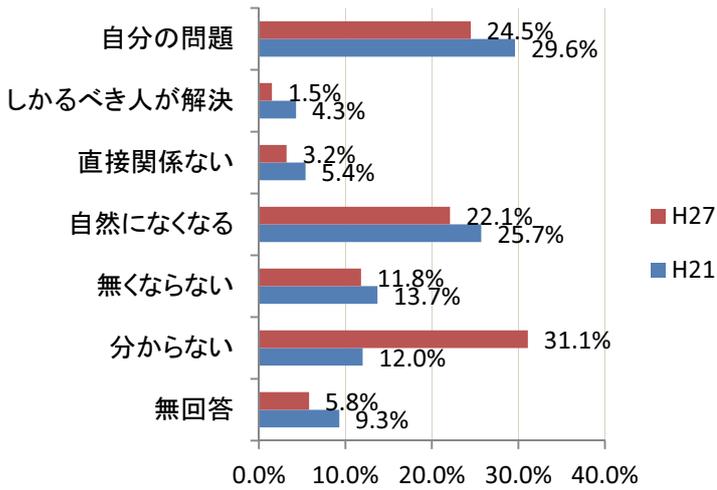


同和問題は自然になくなる?

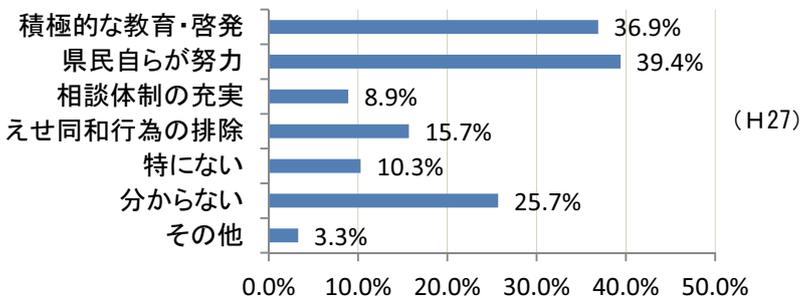
長野県では、平成二十六年(平成二十七年一月)に「人権に関する県民意識調査」を実施しました。この調査結果から、県民の九割強の人が「人権」を重要なものと考えていることが分かりました。また、同和問題について知ったきっかけは、学校の授業から約四割と最も高く、次いで家族・親戚が約二割ということが分かりました。

左の表は、同和問題の解決に対する自身の考え方と、解決に向けて必要な取組をどう考えているのかという調査結果です。今回の調査では、自分の考えを「分からない」と答えた人が最も多くなりました。また、同和問題を「自分の問題」としてとらえる人が「自然になくなる」と考えている人より多くいました。さらに、同和問題の解決に向けた取組については、「県民自らの努力」と答える人が最も多く、「積極的な教育・啓発」がそれに続きました。

同和問題の解決に対する自分の考えに近いもの

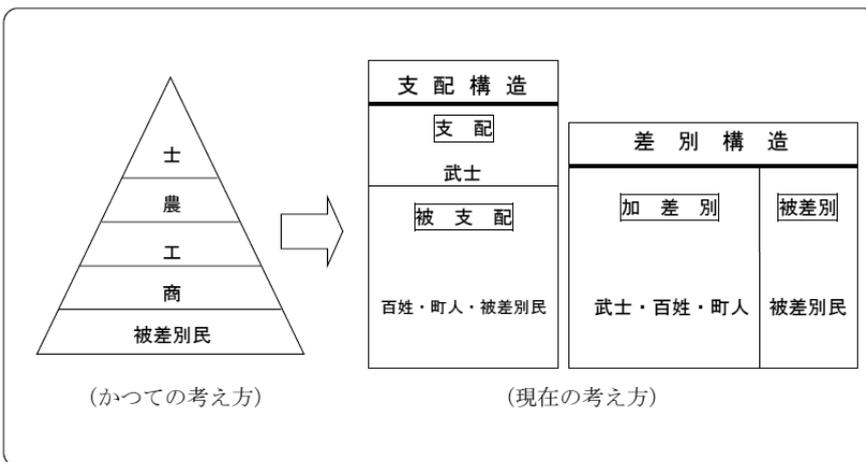


同和問題の解決に向けどのような取組が必要か(複数回答)



差別された人々は、以前はピラミッドの最下層に位置づけられた図で説明されていましたが、この図では当時の社会構造は説明できないことが最近の研究で指摘されています。

それは、江戸幕府が士農工商のピラミッド型の身分制度を新たに作ったのではなく、江戸時代以前の中世にすでにあった人々の「けがれ」意識をもとに形成されていたものを江戸幕府が身分統制のために利用し、強化していったということです。



長野県教育委員会HP

ホーム>教育委員会の組織>心の支援課>人権教育>学校人権教育



同和問題を正しく理解する

同和問題の解決に対して「自然になくなる」と考えている人が約二割いました。しかし、この考え方では差別を見過ごしてしまったり、自分自身の差別意識に気づかなかつたり、結果的に差別を広げてしまうことになりかねません。人権尊重の社会を目指すには、あまりにも消極的な姿勢といえます。

長野県教育委員会では、平成二十七年(平成二十七年)度部落差別について小中学生の学習内容から基本を整理しホームページに公開しています。同和教育が始まった頃と現在では学習内容が変化してきていることについても案内しています。是非ご覧ください。

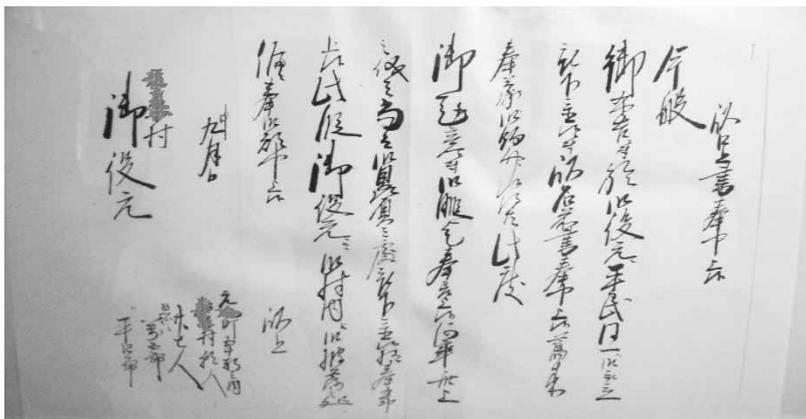
特集一同和問題

未来を信じた人々が書いた、差別からの「暇乞(いとまご)い状」

明治維新後、現代まで続く部落差別をどう解釈するか、という問いに対し、中学社会科の教科書では「長く続いた慣習や差別意識も簡単には改まらなかったため、結婚・就職・居住などに関する差別は根強く残りました」と説明されています。これを字面で解釈すると「昔の人が作った差別が、未だに続いている」と述べられているようにも感じられます。

確かに、部落差別は私たちが生まれる前から存在し、その原因は私たちではないのかもしれませんが、1867年の大政奉還からすでに150年たつにもかかわらず、未だに身元調査や差別問い合わせが続いていることも、昔の人のせいなのでしょう。

右の古文書は、1871年の解放令の翌年、長野県のある被差別部落から出されたもので、「ご布告(解放令)」を受け、自分たちが住む△△村で平等の約束を取り付けたことを踏まえ、近隣の□□村に、対等の交際を申し入れた文書です。



口上書をもって申し上げ奉り候
 今般
 御布告につき、御役元において平民同一に御取り立て下し置かれ候につき、名前書をもって申し上げ奉り候、旧来御厄介を蒙り(こうむり)奉り候えども、このたび
 御趣意につき、御暇乞い差し上げ奉り候、何卒このうえの儀は、なおなお御鼻肩(こひいき)のところ、下し置かれ候よう希い(こいねがい)上げ奉り候、この段御役元より御村内へ御披露のところに、偏に(ひとえに)御願ひ申し上げ奉り候、以上、
 申(さる)九月日 元〇〇町五十軒の内
 △△村願ひ人 二十七人
 惣代 万五郎
 同 平四郎
 □□村
 御役元
 (この後、二十七人の名前書きが付けられている)

読み下し文は、信州農村開発史研究所報 第133号『差別からの「暇乞い状」』斎藤洋一 より作成

これまででもご厄介になりましたが、このたび、解放令が出されまして、私たちも平民と同じになりましたので、旧来の平民と被差別民という関係からは暇乞いをさせていただきます。つきましては今後とも何卒ごひいきにお願い申し上げます。村のみなさんにもどうかご周知いただきますよう、お願いいたします。

当時の被差別部落の人々が、解放令をいかに希望をもって受け入れたかがわかります。そして『ごひいきに』という表現からも、これからも、地域の一員として、皆とともにこの地で暮らしていきたいという願いを感じ取ることができます。

ただ、その後の△△村は、被差別部落の人々が「今回の処理に感謝の意を表すべく村中へ礼廻りをし、茶の間へ上がって礼を述べたい」と申し出たのに対し、「村役宅だけでよい」と返答し、さらに「台所の口へ参り、勝手にて礼申し候」という対応をしたのでした。この文書の紹介者である小諸市古文書調査室長の斎藤洋一先生は、論文で『茶の間へ上がって礼を述べたいという部落の人々の願いはかなえられなかったのである』と述べています。

この事例から「身分制社会が終わったのだから、差別から解放されたい」と願った被差別部落の人々と「解放令がでたからといって、差別をなくすことは受け入れられない」と考える平民たちとの意識の間に、葛藤がみられるように感じます。

そして「差別をなくすことは、法律とは別な話だ」とする平民たちの意識が、現代の私たちの根底にもあるのではないかと思うのです。これは、昔の人のせいではなく、私たちの心の中にならなくともある差別意識と言えるのではないのでしょうか。部落差別解消推進法ができた今こそ、心の中の差別意識について考え、みんなで差別をなくす必要があると思います。

(東信教育事務所 塩田 直人)

特集—同和問題

女子生徒の一言

はっとしたその瞬間

「まだ、結婚差別はある…」

二十数年前の初任のころ、当時所属していた学年主任の先生と話をしている中で、このような話題になった。その先生の受け持った被差別部落出身の生徒が結婚を決めたとき、相手方のお父さんが、息子とは結婚しないでほしいということを伝えに来たそうである。それでも、結婚をしようと考えていたところ、「家に金属バットを持って現れ、怒りに満ちた顔で玄関に立っていた」という話を聞いた。

当時、私自身の考え方は、「そんなこと今でもあるのかな？」という疑問と、「なぜ反対するんだろう。祝ってあげればいいのに」という単純な、どこか他人ごとのような、身近なこととは考えられないような感覚だったと記憶している。

異動をし、別の学校で中学校の担任をしながら、日々学校生活を送っている中、授業で同和教育を扱う時期があった。その中で、どのように授業を進めていったらいいか、先生方と話していると、ある先生が「この学区内にも同和地区がある」ということを教えてくれた。その地区には、自分のクラスの女子生徒もいる。その女子生徒は、反抗的で学校に来ないこともしばしば。呼んで話をすれば、「そういう言い方がうぜーんだよ」と言う。手を焼いた一人だった。

ある日、その生徒が捕まったという連絡を受け、警察へ引き取りに行くと、お母さんはどこかへ行ってしまっただけで来られないという。仕方なく車で家まで送っていくことになったが、家に着く直前に「先生。私の家ここじゃない」と言いだした。家庭訪問で行った家とは全くちがう方向を指し、しばらく走ると、「ここで曲がって」と道案内をする。そこは、隣の中学校の学区で、小さなアパートだった。「ここに住むようになったの？」と聞くと、「お姉ちゃん、結婚反対されて大変なんだ」「いろいろあってあの家には帰ってない。じゃあね」と降りて行った。今まで反抗的に言い争ってきた姿とは違って、私の前で初めて見せた悲しい顔だった。

私は、初任で話を聞いたことを思い出した。身近にはないような気がしていた「結婚差別」が、目の前の生徒に関わって起きているのかもしれないということを実感した瞬間だった。ただ、あまりにも重い出来事だったことや自分自身どうしたらいいのかわからなかったため、他の先生方にも相談することなく、授業で扱うこともできなかった。

彼女は、無事中学を卒業したが高校には行かず、成人式にも姿を見せなかったし、同級会に来たこともない。噂だと東京にいるらしい。

最近、部屋の片づけをしていたら、当時合唱曲をCD化したジャケットの表紙に、ばっちり化粧をしてピースをしながら笑顔でクラスの仲間と写っている写真を見た。彼女が元気で過ごしていてくれたらと願うばかりだ。

(南信教育事務所 水野 直昭)

学校でのエピソード

ほらっ、人権の花が咲いたよ

部落差別の問題を中核に据えた中学校の実践から学ぶ



昨年、十二月にH中学校の人権教育の授業を参観させていただきました。H中学校では、部落差別の問題を中核に据えた人権教育を推進しています。「寝た子を起こすな」ではなく「寝た子を正しく起こす」ことを基本姿勢に、正しい知識を習得し、差別の不当性を見抜く力をつけ、差別をなくしていこうとする意欲や実践力の育成を目指しています。

参観させていただいたのは、一年生の「結婚差別」について学ぶ授業でした。生徒たちが、部落差別の現実について知らないという実態を把握していたM先生は、

部落差別の現実との出会いを大切にしたいという願いをもって、M先生は、生徒が自ら部落差別の問題を学びたいという意欲をもてるように、両親の結婚差別のためにお互いさんと会うことができない六年生の少女の作文「おじいさんに会いたい」を通して、現在もある部落差別の現実についての出会いの場を設定したのでした。生徒たちは、話し合いの中で、様々な立場に立って考える友の意見に触れ、自分の考えを見つめ直すことで、部落差別の問題を自分に引き寄せました。そして、一面的な見方や考え方から、多面的・多角的な見方や考え方へと広げていきました。部落差別の現実との出会いを大切にしたいという意欲をもつことができたのです。

H中学校では、将来誰もが直面するかもしれない結婚差別を柱として、一年生の入り口で資料「おじいさんに会いたい」によって結婚差別に出合い、三年生の出口でDVD教材「ドキュメントリー結婚」・資料「よかったね美穂ちゃん」によってもう一度、結婚差別に向き合い、見つめ直すカリキュラムが構想されています。この構想により、三年生の出口において結婚差別を窓口として、三年間の人権教育で積み上げてきた部落差別に対する知識理解や構築してきた自分の考えをもとに見つめ直し、部落差別の問題に対する見方や考え方を深めていく姿が期待できます。中学校三年間の出口でどんな生徒に育ってほしいのかというゴールイメージを見据え、「結婚差別」という追求の柱を定め、カリキュラムを構想しているからこそ部落差別の問題に対する見方や考え方を深めることができるのです。

また、H中学校では、部落差別の問題の学習について長年実践を積み重ねてきているベテランの教師が人権教育推進の中心となり、校内研修会や授業研究会

会を行い、若い教師たちに自分の経験を語り、寄り添いながら部落差別の問題の授業づくりを伝えていきます。まさに、同僚性のもと、ベテラン教師から若手の教師へ部落差別の問題の指導に大切なものが継承されています。

H中学校の一年生は、部落差別の問題に向き合い始めたばかりです。これからの学習の中で、生徒が部落差別の問題に対して、どういう立場に向き合い、今、どういう立場に立っているのかを教師は見つめ、それを支えていくことが大切でしょう。そして、教師も、生徒と共に部落差別の問題と向き合うことをきっかけに、自分にとって「部落差別」とは何なのかという答えを問い続けていくことが大切でしょう。そうすることで、部落差別の問題と向き合う自分が、今、当事者と共に居るのかどうかという自分の立ち位置を見いだすことができるのではないのでしょうか。

各地の取組から (中信教育事務所の様子)

地域で進める同和問題学習

平成二十八年の部落差別解消推進法の施行を受けて、県内各地でも地域や公民館単位での人権学習会の場で、同和問題への関心が高まっています。

今回は、とある村の人権リーダー研修会にお邪魔させていただきました。この村では毎年、年度初めに人権推進組織の総会と人権リーダー研修会を開催し、総会では事業計画や村の方針を伝え、その後の研修会で学習したことを踏まえて分館単位での学習会を推進しているそうです。今年も、全国および県内の人権課題を概観した上で、同和問題に焦点をあてた学習会が展開されました。

「私が知っていた部落の歴史が一変しました。知らないことばかりでした」

これは左の「部落史〇×クイズ」に取り組んで、正解を確認した後の参加者の方の声です。

部落史 〇×クイズ

(○) (×) で考えてみましょう。

- ① () 江戸時代の被差別部落は、支配者(武士)によって意図的に作られたものである。
- ② () 江戸時代の初め(徳川家光の時代)の頃から、厳しい身分制度のもとで差別支配がおこなわれてきた。
- ③ () 江戸時代の被差別部落の人々は、極めて貧しい生活を余儀なくさせられた。
- ④ () 江戸時代の被差別部落の人々は、田畑を持つことは許されなかった。

五十代の参加者の方は、自分が子どものころに学習してきたことと比べながら、「自分が当たり前だと思っていたことが当たり前ではなかったことに衝撃を受けました。学び続けることが大切ですね」と語っていました。また、三十代でお子さんのいる参加者の方は、「子どもや家族にも、正しい知識をぜひ伝えたいと思います」と力強く話してくれました。

皆さんもこのクイズに取り組んだり、長野県教育委員会のホームページに掲載している資料(「部落差別について」

を参考にしたりしながら、自分の認識を確かめてみてはいかがでしょうか。

「自分の子どもからこのような話があったら、心から祝福できる自分でありたい」

これは下のグラフを見ながらグループ内で意見交換を行った後の参加者の方の声です。今回の意見交換では特に、「分からない」という回答が最も多いことが問題となりました。

あるグループで、「自分も部落差別についてはほとんど知識がなかったから…」とつぶやいたのは三十代の参加者の方です。そのつぶやきに「いや、知っている、いざ自分がその立場になったら判断に迷うということだろう。自分は正しい判断をしたいけど…」とそれぞれが自分に引き寄せて考え合う姿がありました。

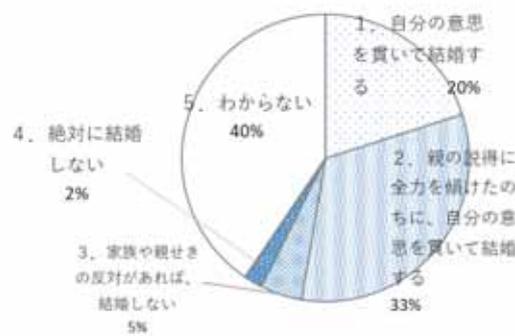
「正しく理解すること、主体的な学びを通して気づきを積み重ねていくこと、自分の心を見返すことの大切さを改めて実感しました」

これは学習会を終えたある方の感想です。主体的な学びを通して自分の心を見返すことで、今回のように、「自分の子どもからこのような話があったら、心から祝福できる自分でありたい」と決意を語り合えるような学習会が広く展開されることを、今後も期待したいと思えます。

(〇×クイズの解答は、すべて×です。)

(中信教育事務所 松井 秀文)

あなたが同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、家族や親せきから強い反対を受けたらあなたはどのようにしますか。



特集一同和問題

「同和教育つうしん」から始まった

二十五年前、「人権つうしん」は「同和教育つうしん」という名称で、企業向けの啓発資料として発行されて...

(1) 平成5年7月1日

同和教育つうしん

第1号

啓発資料

同和教育つうしん

第1号

発行 長野県教育委員会同和教育課
発行人 青木和男
長野市大字南長野字幅下692-2
電話 0262-32-0111

人権先進県を

めざして

人権問題は、いま地球的規模で取り上げられており...

国内においても関心が高まってきており...

長野県においても、県民一人一人の基本的な人権は、十分に保障されている...

そのことは、部落差別をはじめ、障害をもつ人、女性、外国人に対する差別...

このように同和教育が、一層推進されなければならない状況があります...

最近、企業でも積極的に同和教育に取り組むようになってきました...

企業で同和教育を進めることは、明るい職場づくりに役立つ...

県教育委員会としましては、各企業の進める同和教育に何かお手伝いができないものかと...

この「同和教育つうしん」に掲載してある記事を、企業内広報紙に自由に転載していただく...

この「つうしん」を切り抜いて利用する。そのまま事業所に掲示する...

掲載内容については、次号からはもっと多様化して、連載記事なども考えたいと検討しております...

内容についてのご意見も、ぜひお寄せいただきたいと思っております...

外国人が働く職場も増えており、同和教育の必要性が更に求められています...



☆「差別が見えにくく なっている」状況

社会同和教育は、地域・職場・家庭で、部落差別をはじめとする身の回りにおける差別をなくす力をつける教育です...

部落差別が、いままなおあることを認識すると同時に、私たちの身近にさまざまな差別があることを自覚することから同和教育は始まります...

たしかに現在は、同和地区の人たちに対して、日常生活の中で直接差別することは少なくなっています...

また、地域の環境改善も進んできました。このような状況の中で、たしかに差別は見えにくくなっています...

見ようとしなないと差別を見ずごしてしまいます。そして、見ずごす中で、「同和教育と言って騒ぎすぎる。そつとしておいた方がよいのではないか。」私は差別してはいない。私には関係ない。」という言葉が表れてきています...

その言葉は、差別を「自分には関係ない」と、ほうっておくことになり、結局は部落差別をはじめとするあらゆる差別を許していることにつながっていきます...

差別に気が付くこと、差別を見抜くことは、明るい地域

や、働きがいのある職場を作るためにも大切なことです。差別別に気づく 差別を見抜く

地域社会や職場、家庭の中で古くからある習慣や因習の中に、差別があります。差別は独立した形であったり、いくつかが絡み合った状態が存在しています。私たちは、そのことに気が付かなかつたり、気付いても見ようとならないことがあります。また、無意識に他人の人権

このように、言葉や行動で差別され、被害者となったときに、初めて差別に気づき、悩むということになります。このような身のまわりにある差別に気づき、自分とのかかわりについて理解を深めることが、差別の現実を直視することにつながっていきます。

同和教育は身近な問題から

身近な問題から

を侵したり、知らない間に自分の権利が侵されていることがあります。そのような社会では、差別をなくしていくことはできません。差別を見抜くには、「差別とは何か」がわかること、「差別はどこに、どんな形であるのか」具体的に知ることで、母親が子供に「もっと勉強しなさいよ、あんな仕事にしかつけないよ。」と叱つていまして、それを聞いていた人が「あの母親だって、あんな学校しか出ていないのに」と陰口を言いました。

時、お母さん/お母さんは同和地区の人を差別しないよね。」と言いました。母親は、自分の差別する気持ちに気が付いて「ハッ」としました。娘に対する偏見や差別には敏感であったが、部落差別の意識はもち続けていた自分をどう考えたらよいか。心の整理がつかなかったと話しています。こうした自分の体験と同和地区の人たちの体験を重ね合わせたり、差別の現実を学んだ体験等を重ねて考えたときに、同和問題は自分の問題となります。

自分の問題に

☆同和問題を

身体に障害をもつ女子中学生の母親の体験です。その母親は、子供が幼い時から周囲の無理解や偏見に苦しんできました。子供も好奇の目で見られたり、いじわるをされて泣くこともありました。その子がある

